

ないのか。これはこういうものを読んで、放送の普及発展にかんがみてラジオ聴取料を無料にしました、はい、そうでござりますか、と思う人はいますが、変な質問だけれども。そういう意味で、非常に私は放送法改正の趣旨が了解できないんです。大臣どうですか、なぜ正直に書かないか。普及発展すればただにするというなら、テレビも大いに下げたらどうですか。普及発展して、二千万こえてるんです。普及発展の現況にかんがみただにするという、どうもこの三段論法、はなはだいただけないんですが、いかがですか。

○浅野政府委員 実は、この「普及発展の現況にかんがみ」と申しますのは、ラジオの普及率にテレビがほとんど近づきました。したがいまして、ラジオだけを持っておる方はほとんどなくなってしまいました。そういう面から、そういうラジオだけを持つておる方はこの際、手数の省略その他等によりまして契約はしてもらわないというふうにいたしました。こういう内容であります。したがいまして、いまおっしゃいましたように、なるほど書き方として舌足らずの点が確かにあるかと思いますが、従来当委員会におかれましても、こういう時期になればラジオのみの受信料乙は廃止すべきである、こういった御意見をここ数年来いただいておる、そういう面でつい、これで御理解いただける、かようと思つた次第であります。おっしゃいますように、若干書き方におきましてなおわかりやすくすべきであつたかとも思つております。こういった点はひとつ御了承いただきたいと思います。

○中井委員 いまの説明でもよくわからぬね。大臣、どうですか。私は、旧通信省、いま郵政省、それから電電公社、N.H.K.、全部含めてだけれども、この委員に私は去年なりましてからいろいろな書類をもらつのだけれども、こういうくせがぽくに言わすとある。なぜ堂々と書かないか。それはあなた、郵政関係の大先輩なんだから、もつとはつきりこれを書いて läääh。そういうこと、何か非常にずるく逃げる——これはいま話を聞いて

て、私が氣づいたわけですが、私もおろそかであつたが、「放送」の中にはテレビも入っているのだな。放送といえばテレビ及びラジオということですが、一般の人は、放送というとまだラジオのこのように思うのですね。要するにテレビが普及した、こうしたことですかね。その辺のところが、ちっともわからない。それで余裕が出たからこれはやめたという。どうなんですか、余裕が出たからやめたのか、それとも——それじゃもう一つ聞くが、社会政策上やめたのか、経済的に余裕が出たからやめたのか、この辺のところなんですか、大臣。

○小林国務大臣 ただいま御指摘のような点は、われわれも了解できますが、要是、従来ラジオとテレビを区別して取つておるが、テレビがある程度普及したらラジオをやめたらよからうと、こういう議論があつたものでありますから、それにとらわれてこういうふうな表現をしたということになるのでござります。それで、お話をのように、受信料收入がテレビ、ラジオを含めてもう相当、八百億、九百億とこういふうになつてきて、そうしてラジオだけを別に取つておるのはもうわざかにその一%にすぎない。したがつて、これをやめてもNHKの經營には大きな支障がないであろう、すなわちお話のよう、經營がその点において多少のゆとりが出てきておる。そういうことであるからして、わざわざしのラジオの聴取料はやめてよからう、こういうことでありまして、従来NHKが免除することは主として社会的、あるいは社会福祉的な面で免除をしてきておりましたが、今度はもうそういうことを顧慮しないで、ラジオ全般を廢止をしよう、こういうことになつておるのでありますて、お話をように、これをやめても經營には大なる支障がない。すなわち別のことをばで言えば、經營上のゆとりがそれだけあるから、このめんどうなラジオはやめようといふことでありまして、結局の御趣旨はお話をのうなどころにある、こういうふうに私も考えております。

行場の周辺で大いに騒音その他でよく見れないし聞こえないというふうなものには免除の措置をしておるよう思うのですが、これをもつと広める意思はないか、これをお尋ねをいたしたいと思ひます。

○小林国務大臣 これはもう聽視がきわめて不完全になるというふうなものとかあるいは社会福祉のたてまえから負担が非常に困難だ、こういうようなものは從前放送協会がいろいろ調査の上できめまして、そして郵政大臣の認可を得る、こういう方向でいたしております。その後いろいろの問題が出ております。これらにつきましても私どもとしては放送協会においてひとつ検討でもらいたい、こういう要請をいたしておるのでありますから、順次その面の実現もできる、かようになります。

○中井委員 ちょっととこのラジオを無料にするということに関連して具体的に私はお尋ねしたいのですが、この前もちょっとと聞きましたが、ラジオを無料にするということについては普及率も非常に、あと一%ぐらいであるし、山村にありますし、まあいろいろ理屈はあるだらうがこの際といふことであると思うのであります。それはよくわかるのですが、しかしながらまたもう一つの理由としてこの間もどなたかNHKの理事から返事があつたが、この聴取料に関する手数料が二十三円かかる。五十円の中で二十三円かかる、こういうことなんですが、それも私は去年聞いたところでは十七円五十銭と言つたという記憶がある。その記憶を記録がないときがしてみたら一向ありませんといふやうなことなんですが、テレビのときは十七円五十銭でラジオは二十三円がかつたのかもしませんが、とにかくそういう手続やら、簡単な取扱いをしておるが金額もわざか十億前後というので、こういうことでしようけれども、社会政策的な見地から見ますと、そういうことであるならば、自動車につけておるラジオからはやはり

ください。私は少なくとも参議院へいったとき——皆さん笑いなさるんだけれども、私は非常に胸をつかれたことがあるのですよ。熱心な人がいましてね、こういうものをやはり調べている人がいるんです。調べて、これはどういう理由ですかと私に聞かれた。そう言わればまことにそういうことです。こういうことについて非常に争いが起って、社会党や民社党、公明党、共産党、絶対反対とかなんとか、いろんなことがあるならばそれは表現についても皆さん方お考になる必要も政治的にあるかもしれませんのが、何もないです、こういう問題については。内容についてはいろいろ議論はありますよ。全体のラジオをとにかく安くするなり、やめるという方向については、私はこれからだんだんお尋ねしたいが、大前提としてはみなそぞ反対してないと思うのだ。その説明をこういう官僚的な、ごく一部の人がわかるというふうなことでは私は承知ならない。去年も言つたんです。郵便料金の値上げのときも言つたんです。一種を十五円にして二種を七円にするというが、一体一つ何じや、二種つて何じや。一種は手紙で二種がはがきか、そんなこと国民党は全然知らぬというんだ。そんなものの、手紙が十五円で、はがきが七円と何で書かぬか。これこそ民主国家の新しい衣がえの政治のやり方じやないのかと言つたのです。みんなうしろの人は専門家が多いから笑つてみえるけれども、私はいまでも自信を持つていて。そういう形で私は言うのです。「放送の普及発展」ということでは、これはわかれませんよ。ごくわずかの専門の人以外はわからぬ。大臣どうですか。これはひとつ改めてください。改正の理由、趣旨の冒頭にあるんだな。(森)本委員「法律じゃないから改められるよ」と呼ぶ。こういう表現は私は不親切だと思う。

行場の周辺で大いに騒音その他でよく見れないし聞こえないといふようなものには免除の措置をしておるよう思うのですが、これをもつと広める意思はないか、これをお尋ねをいたしたいと思います。

○小林国務大臣 これはもう聴視がきわめて不完全になるというようなものとかあるいは社会福祉のたてまえから負担が非常に困難だ、こういうようなものは従前放送協会がいろいろ調査の上できめまして、そして郵政大臣の認可を得る、こういう方向でいたしておりまして、その後もいろいろの問題が出ております。これらにつきましても私どもとしては放送協会においてひとつ検討でもらいたい、こういう要請をいたしておりますのでありますから、順次その面の実現もできる、かようになっております。

○中井委員 ちょっととこのラジオを無料にするとということに関連して具体的に私はお尋ねしたいのですが、この前もちょっとと聞きましたが、ラジオを無料にするということについては普及率も非常に、あと一%ぐらいであるし、山村にあるし、まあいろいろな理屈はあるだろうがこの際ということであると思うのでありますし、それはよくわかるのですが、しかしながらまたもう一つの理由としてこの間もどなたかNHKの理事から返事があつたが、この聴取料に関する手数料が二十三円かかる。五十円の中で二十三円かかる、こういうことなんですが、それも私は去年聞いたところでは十七円五十銭と言つたという記憶がある。その記憶を記録がないとさがしてみたら一向ありませんといふやうなことなんですが、テレビのときは十七円五十銭でラジオは二十三円がかつたのかもしませんが、とにかくそういう手続やら、数が少ないし金額もわずか十億前後というので、こういうことでしようけれども、社会政策的な見地から見ますと、そういうことであるならば、簡単に取れまして、しかも少しもいわゆる貧困階級でも何でもないといふやうな、カーラジオであります。自動車につけておるラジオからはやはり

取るべきじゃないか。いま二百万とか三百万とか
いってています、一台新車を出すことに二千円とか
三千円とか一ぺん取つたらどうだ、三千円取つて
二百万とすると六十億ある。手数料も何も要らな
い。こういう問題が一つ。

○佐野参考人 現在いたしておりません
○浅野政府委員 カーラジオの件でござりますが、自動車についておるものからは取るべきではないか、こういうお話をあります。当初自動車から取り始めましたのは、これは二十五年でありますか、現在の放送法が発出しました当初でありますて、そのころにおきます自動車というのは非常に高価なものでありますたし、庶民とは関係なかつたものであります。したがいまして、聴取料の取り方といたしまして、これも法律から先の問題であります。受信設備を設置した者から取る題であります。受信契約においておるわけでありますように法律では規定いたしております。設置した者の考え方を世帯として、つまり法律から先の段階を受信契約においてきめておるわけであります。が、その世帯の見方に自動車を入れておった。部屋と同じように見ておった。しかし現在におきましては自動車そのものが大衆化いたしておりますて、自動車を部屋以外のものとして見ること自身がいまの時代に沿わなくなつてきているといった面から、自動車は別立てといたさないというふうに考え方を変えた次第でございます。

○中井委員　いまの浅野君の答弁は、前進を期待いたします。ただ別に考えたいというのではなくて、将来の問題として、大臣ぜひこれはお考えいただきたい。これは何のたれべきが持つておるからどうだというふうな、これまでの放送法のたてまえからいうと、君の言うように自動車を持つておる人にかかる。しかしいまでも、法の改正を必要としなくとも、一時払いという形においてそれはできるのじやないか。一時払いの形において自動車会社も戻出しのときに一ぺんにかけてしまえばいいわけですから。それはもちろんトヨタでも日産でも、自動車業界は大反対するでしょう。しかししながら、NHKはあまり手数を要せずに、一年に一回ぐらい、乗用車なら乗用車、貨物自動車なら貨物自動車、ラジオをつけておるものから一時金二千円なら二千円、三千円なら三千円とびちっと取る。そういうような形で、これは法の改正をしなくても何かいけるような気がすると思うが、この点どうですか。法律改正をする必要があるかどうか。

から、ぜひその点は積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それから、先ほどNHKの理事から回答がありました。新幹線については何も免除しておらぬといふ問題であります。私は何もNHKに負担せないということを言つておるわけではありません。これは皆さん御検討になつておるとは思うのだけれども、たとえば飛行場の周辺については免除されているが、新幹線については免除がない。新幹線の沿線について相当思い切つた免除をやつて、その分は業者である国鉄からもらう。あるいは飛行場の場合は飛行場を經營しておるもの、羽田なら羽田飛行場を經營しておるものからもらう。それが国であれば国でもらうし、アメガさんならアメリカ軍からもらう。こういう形に転換ができるないものかどうか、また現にやつておるのかどうか、その辺のところをちょっと伺つてみたいと思います。

○佐野参考人　ただいま先生の御発言の中に含まされました、まず新幹線につきましては、当時この沿線ほぼ一万余件にわたりまして受信上被害を受けたという状態が発生をいたしました。NHKは国鉄と相談をいたしまして、全面的にこのほぼ一万件に近い被害受信機の改善をいたしまして、すべて今日では解決いたしております。その際、これに要しました経費は国鉄当局が負担をいたして今日に及んでおりまして、新幹線に関する限り今日では問題は発生いたしておりません。

○中井委員　画像はくずれないと言つて、飛行機が通りますと、そのときくずれますよ。どうしてあなたはくずれないと言うのですか。私は現に数年間実際の体験者だから言うのだが、画像はくず

れますよ。私どもしらうとからいうと、音響よりも画像がくずれるのが非常に不愉快だな。音響は前後の関係で大体判断がつくけれども、見えなくなるのね。どうなんですか。それを防ぐ装置はあなたのところでみんなやつたのですか。

○佐野参考人 先ほど触れました、たとえば新幹線と空港関係で比較をいたしますと、どちらかといえれば新幹線の関係のほうが画像がくずれる度合は大きめうございます。航空騒音に関しては、今日航空基地あるいはその他の空港で騒音という形で問題が発生をいたしておる大きな要因といったしましては、主として音声の障害ということのほうが大きく取り上げられておりまして、画像に若干のフラッターを生ずるということも全くないことはいたしませんが、比較的に音声のほうが問題になつておる。そういう意味でお答えをいたしたわけであります。

○中井委員 それはだめだ。音声というのは、いわゆる公害の騒音の一環として——テレビはたまたま有料で支払われておるからそういう意見が起りますので、テレビを見ておらぬときでもとにかく騒音は困るというのが先に出ておるわけだ。ぼくはテレビそのものを言っておる。それは飛行機が飛んでいると画像がくずれますよ。たいへんなものです。

それからもう一つ、もとへ戻りますが、新幹線の問題は、一万余件について全部調査を終わって問題がないということは、もう完全に見える、そして騒音の心配もなしに何かひとつとしたのですか。どうですか。

○佐野参考人 新幹線に関する限りは全面的に解決をいたしております。

○中井委員 全面的に解決したというはどういう形で解決したのですか。たとえばあなたのところはアンテナを高くするとかなんとかして、その経費は国鉄が持つた。それでも放送受信者はけつこうだと言つたというのですか。どうです

ざいます。当時、たとえばアンテナの置かれていたところにござりますのは、より高いところに変える

とかあるいは新幹線の走行いたしておる地点よりも低目にアンテナを置くとか、もろもろの措置をとりまして、今日では受信の障害といふものはほぼ解決をいたしてさほどの苦情は発生いたしておりませんし、また同時に全国的にわたりまして受信サービスあるいは訪問サービスといって、これら沿線の障害関係がその後引き続き発生しないということにも意を用いて、受信改善運動を続行いたしておる次第でございます。

○中井委員 あなたはそうおっしゃっても現にあります。文句は私のところなどにきておるのですから、その辺のところは私はこのままで済まされないと思いますが、さらにはあなたは国鉄との間に済んだと言うが、国鉄は経費を幾ら負担したのですか、金額を聞かしてください。

○佐野参考人 ただいまその数字を正確に記憶いたしておりません。

○中井委員 佐野君、こういう問題はラジオを無料にする機会に、私はNHKとさればやはりもう一ぺん、佐藤総理が言い出したからまああといふんじやなくて、NHKの自主性でもつて、現在見えないのでから、少しでも障害のあるものを——いま半額でしよう、どうですか。

○佐野参考人 半額でございます。

○中井委員 だからこれを全額免除にするとか、機械的に、たとえば一日のうちで二時間ばかり見えないから半額だ。そういうことじやなく、そういう聽視難のところはもう無料にするとか、そういうことをどうして考えていいかないのか。いま国鉄の沿線、新幹線の沿線で約一万というあなたの説明だった。無料にしたら月に三百三十万円だ、一千六千万円くらいの金だ、そういうことで大NHKが文句を言われて、朝日、岩波、NHKですか、何か四大権威なんといつていがられておる時代ですが、もう少しその辺のところを自主的なしかも積極的な判断ができるないものですか。

全額免除というふうなことはどうですか。

それからこれは郵政大臣伺いたいのですが、そういうことを一々あなたのところで判をとると

いうことになつておるのですか。これはどうなんですか。細則をつくつて、細則の範囲内でNHKがやつて見ることについては、あなた方は干涉しないのですか。どういう制度なんですか。一件ずつ郵政省がチェックするのか、その辺のところをひとつ大臣から……。

○小林国務大臣 これは一件ごとにやつているのではありません。免許基準というものをつくりまして、その基準であと具体的におきめになります。

○中井委員 ついでですが、その基準はあとで資料でひとつ私に見せていただきます。それから、あなたに言うのですが、半額じやなくて、全額免除という制度をひとつせひほくは考

えてもらいたい。そうでしょう。ラジオはもうふえたし、金額も少ないし、山間のものが多いので、かすみみたいに忘れてしまつて、それはまけてやる。生活保護、これは政府はまけておる。

○前田参考人 先生の基本的な考え方方に私は実は完全に賛成でございます。この議論の過程で先生は、たとえば飛行場の問題にせよ、それからまた新幹線の問題にせよ、国鉄なりあるいは運輸省なりがNHKに払うべきであるという御発言をなすつておられるわけでありまして、私はこれは当然のことだと実は考へておるわけでございます。

○中井委員 カーラジオについては多少私の考え方方は異なつておられます。先生の場合は、カーラジオは今度はメー

カーカから取つたらどうかというお話を理解して承つておりましたが、自動車の中に設備されてお

るから、それを蔵出しするときに一括して取つたらどうかというお話をようでございます。しかしながらについては私は多少異なる実は印象を持つております。と申しますのは、受信機の物品税的

航空の問題にせよ、國鉄なりあるいは運輸省なりがNHKに払うべきであるという御発言をなすつておられるわけでありまして、私はこれは当然のことだと実は考へておるわけでございます。

○前田参考人 ただ前田会長のお話大体わかりました。ですが、メー

カーカから取れという手続上の問題であります。実際は自動車を買うところの負担でございますから、NHKがその料金を取る事務をメー

カーカの蔵出しのときに押えてしまえば非常に簡単になります。それはひとつそういうふうに了解していただきたい。そういうことは私は将来必ず問題になつてくると思う。あなたはこの前の委員会にお

いては、自分の任期中、あるいは自分がNHKに

おる間は料金の値上げはいたしません、こう言つて大みえを切られましたから私は大いに安心して

おるのでが、しかしながらはずつと将来の問題とおなづけてくると思う。あなたはこの前の委員会にお

いては、自分の任期中、あるいは自分がNHKに

おる間は料金の値上げはいたしま

それから先ほども国鉄に幾ら出させたか、まだわからぬと言ふから私途中で質問はその程度にしましたけれども、実際は国鉄が払いましたのは、見えにくいものをやや見えるようにしましたその施設に対する経費でありますし、いわゆる聴視料を国鉄が出すわけではありません。その点も私はいまの前田会長の議論のごとく、やはり国鉄は持つべきである。それから飛行場で取れといいましたことは、おっしゃるよう、これは航空会社二十社なら二十社出入りしていればそれから取る。そういうことはやはりどこで止めなければなりませんから、羽田なら羽田の事務所でまとめるというふうな話を聞くのですが、これはどうですか。関連して。

○佐野参考人 ロンドンの空港におきましては、

イギリスではすでに前例があつて、イギリスの航

空会社ですか、ロンドンの空港管理公団というの

が現にもう支払つておるというふうな話を聞くの

ですが、これはどうですか。関連して。

○佐野参考人 ロンドンの空港管理公団の責任におきまして、一世

帶あたり百ポンド、十万円でござりますが、大体

その周辺二万軒に対しましてこの航空騒音を除去

するために家屋の改造をいたすということに相な

りまして、その所要の経費が円貨にして平均二十

万円、そのうちの半額百ポンドをロンドン空港管

理公団の責任で処理をいたし、総額日本円にして

二十億円で騒音の除去を解決をいたしました。た

だその措置をとりまして、BBCはNHKと同じ

ような組織体でございますが、受信料そのものの

免除はいたしておりませんし、また今日受信料制

度をとつております大体世界四十カ国のうち、受

信料の免除そのものの措置をとつておる国は一つ

もございません。

○中井委員 それからさつき会長の回答の中で、

安保やらあるいは自衛隊の関係のことについて

ちょっと聞き漏らしましたが、これは半額にして

おる趣旨はあとの半額を国が補償すべきものであ

る、しかしながらそれを妥協しておるので、こう

いう意味の御意見ですか、どうだつたですか。

○前田参考人 NHKとしてはその性格といえど

も全額免除すべき根本的理由はないという考え方には立つわけでございます。

○中井委員 いま國との関係ですがね、私は先ほどのから聴視料を免除すべしというのはそういう意を国鉄が出すわけではありません。その点も私はいまの前田会長の議論のごとく、やはり国鉄は持つべきである。それから飛行場で取れといいましたことは、おっしゃるよう、これは航空会社二十社なら二十社出入りしていればそれから取る。そういうことはやはりどこで止めなければならない、こう思うのです。

日本人というのはたいへん潔癖でござりますか

ら、そういう意味において、それは操作のままで

とかあるいは機械が悪いからいけないというの

問題になりませんけれども、地勢的あるいは客観

的な情勢によってそういうふうにどうしても見に

くい聞きにくいつらいうものについては、NHKと

しては思い切つて無料にしたらどうか、こういう

ことを私は提案的質問をしているのですが、半額

も、どうもよく見えないと、非常に不愉快で

すよ、現実に見ておる者にとりましては、それで

りつぱに見えてもほかの事情があれば無料だ、こ

ういうことになる点で、非常に思い切つた措置が

天下のNHKとそれいか、こういうことであつ

ます。この点さらに一ぺん会長に質問いたしておき

ます。

○前田参考人 現在のところは、繰り返すよう

りますが、私どもの考え方を変える気持ちはございません。ただし天下のNHKという意味が、

皆さんの全幅の信頼の上に立つてあらゆる面で御

支援をいただけたという意味であるならば、この

限りにおいて今後研究を続けたいという気持ちは

ござります。

○中井委員 なかなか名答弁で、まことに天下の

NHKなんですから、少しそういうおつとりとし

たところをひとつ、経費の面だけは非常にえげつ

ないといでの私はいけないと思います。

さらに入りますが、私は陳情を受けて

おるので、その半額免除の場所のきめ方にお

きまして末端が非常にこだわるということを聞い

ておるのであります。具体的に言いますと、こ

の間も各委員にもそういう陳情があつたと思いま

すが、神奈川県の大和市というのですか、基地の

周辺でございます。これが実に厳格である。一キ

ロと二キロ、飛行場の周辺ちつとやる。きち

とやり過ぎるものですから、さつき言いましたよ

うにちょうど境目のところで非常な議論が、論争

が起つて。それにまたおだてるやつがいて、全部

払うなどいうようなことで不払い同盟ができる

ことです。つまり見えてくるところは思い切つた措置を

不必要な摩擦を起こしておる。こういうことで

りますが、この辺のところを具体的にどういう事

務の取り扱いにしておるか、これを伺いたい。

○佐野参考人 お答えいたします。

厚木の周辺に限つてお答えいたしますと、もと

よりその周辺の地形なり村落といいますか集落の

実情等を勘案して、適当に区切りをつけておるつ

もりでございます。御承知のようにこの半額免除

の一般的原則といたしましては、航空基地の滑走

路の短辺、短いほうの幅のところから横へかけま

して、要するに空港から外へ一キロ、滑走路の長

辺のほうの、走るほうでございますが、その空港

の前後のはずれは二キロという距離で適用区域を

設定いたしておりますが、ただ御指摘のように立

地条件あるいは周辺の部落等がたくさん密集して

いるところはその辺なりに勘案いたして適当に処

理をいたしております。

○中井委員 いろいろ御説明がありましたが、具

体的に九州の板付飛行場におきましては、そ

う問題が起つておらぬ。それは福岡の放送局長

か何かが非常に政治的手腕があるのか知りま

せんけれども、全然起つておらぬ。同じ条件の大和

市だけで起つておる、こういうことでありま

す。これはもつと融通をきかした処置をどうして

やらぬのですか。九州は全然起つておらぬ。ほ

かの地区でも起つておらぬ。大和市だけで起

つておる。これは横浜の放送局ですが、神奈川

の放送局ですか知りませんが、そこの現場と現地

で争いが起つておる。それでさつき聞けば、郵

政省では一般的な基準を示しておるだけであつ

て、個々の具体的なことまで入つておらぬとい

うことになると、そういう紛争の責任はやはりNH

Kにあると思う。それはまじめもけつこうです。ま

じめもけつこうだし、えげつなくやるのもけつこ

うであります。さつき私が言いましたような趣

味とまた別なんです。それはそれで、国や公団か

どから聴視料を免除すべしというのはそういう意

見を国鉄が出すわけではありません。その点も私は

見えにくいものをやや見えるようになつましたそ

の施設に対する経費でありますし、いわゆる聴視料

を国鉄が出すわけではありません。その点も私は

見えにくいものをやや見るようになつましたそ

で、この区切りをつけるということは非常に困難でござりますし、われわれいたしましては、現実的にはまことに苦悩をいたしておる問題でござります。際限なく広がっていくという宿命に立たれておる点が一つございます点も御了承願いたいと思います。

○中井委員 そういう答弁をなさると、私は何回でも立つのだけれども、もつとはつきり言いますと、あなた方の現場の職員とそこの住民との間がうまくいっていないわけだ。この問題は要するにそういうことなんだ。それくらいのことは片づけたらどうです。

○佐野参考人 私の責任で、具体的に調査をいたして善処いたしたいと思います。○中井委員 それでは、これで私の質問を終わります。

○松澤委員長 上林山委員。

○上林山委員 放送法改正の採決の前に、委員会審議その他の資料にいたしたいと思いますので、資料を要求いたしております。

まず第一に、過去三年間ににおけるN H K 並びに民間放送がどれだけの誤報をやったか。誤った報道をしたか。あるいはまた、同時に針小棒大な放送をしてこれを修正したものがあるか。あるいは自発的にそういうことをやったものと、抗議もしくは申し入れによって、訂正したものとの区分をやったものを出していただきたい。私はそれだけを要求いたしております。

○松澤委員長 これまで放送法の一部を改正する法律案に対する質疑は終了いたしました。

○松澤委員長 これより討論に入りますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

放送法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和四十二年七月十九日印刷

昭和四十二年七月二十日発行

○松澤委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

なお、ただいま議決いたしました本案に対する報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○松澤委員長 この際、小林郵政大臣より発言を求めておりますので、これを許します。

○小林国務大臣 本案につきまして、きわめて御熱心な御審議の上、ただいま御可決をいただきまして、まことにありがたく厚くお礼を申し上げます。○松澤委員長 次会は明十三日委員会を開会することといたします。なお本日は、直ちに理事会を開会することとし、これにて散会いたします。

午前十一時二十七分散会